



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次(*については県法規集掲載事項)

○ 告示

- 129 平成18年度和歌山県名匠表彰の受賞者(文化国際課)
- 130 平成18年度第3次(第5回)自衛官募集(市町村課)
- 131 特定非営利活動法人の設立認証の申請
(NPO協働推進課)
- 132 生活保護法による指定介護機関の廃止
(福祉保健総務課)
- 133 生活保護法による介護機関の指定
(")
- 134 介護保険法による指定介護予防サービス事業者の指定
(長寿社会推進課)
- 135 介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 (")
- 136 介護保険法による指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 (")
- 137 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課)
- 138 すさみ町営換地計画(佐本川地区口和深換地区)の認可申請の適否決定等 (農村計画課)
- 139 すさみ町営換地計画(佐本川地区栗垣内換地区)の認可申請の適否決定等 (")
- 140 すさみ町営換地計画(佐本川地区根倉換地区)の認可申請の適否決定等 (")
- 141 和歌山県漁業調整規則による聴聞 (資源管理課)
- 142 " (")
- 143 道路の区域変更 (道路保全課)
- 144 新道路の供用開始等 (")

○ 訓令

*1 和歌山県職員服務規程の一部を改正する訓令(人事課)

○ 公告

入札公告 (総務事務集中課)

○ 監査公表

監査公表第10号

監査公表第11号

○ 諸報

拾得物件公告 (和歌山県海南警察署)

" (和歌山県橋本警察署)

告 示

和歌山県告示第129号

平成18年度和歌山県名匠表彰の受賞者は、次のとおりである。

平成19年2月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県名匠

上村誠(製茶(手もみ茶))

西牟婁郡白浜町在住

津田満雄(製竿師)

伊都郡九度山町在住

和歌山県告示第130号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条、第117条及び第118条の規定により、自衛官の平成18年度第3次募集(第5回)について、次のとおり告示する。

平成19年2月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 募集種目及び採用時期

(1) 募集種目

2等陸・海・空士

(2) 採用予定時期

3・4月要員(男子) 平成19年3月下旬から4月上旬頃

2 受付期間

平成19年2月23日(金)まで

3 応募資格

日本国籍を有し、採用予定月の1日現在、18歳以上27歳未満の者で、次のいずれにも該当しない者

(1) 成年被後見人又は被保佐人(準禁治産者を含む。)

(2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者

(3) 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

(4) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 志願手続

(1) 志願書類の請求

県内の市役所、町村役場又は自衛隊和歌山地方協力本部若しくは同地域事務(募集案内)所に請求すること(別表参照)。

(2) 提出書類及び提出先

志願者は、2等陸・海・空士志願票(2通)及び受験票を前号の機関へ提出又は郵送すること。

(3) その他

志願書類の提出後又は受験後、住所を変更したときは、速やかに志願票を提出した第1号の機関に連絡すること。

5 試験期日、試験種目及び試験場

試験期日	試験種目	試験場
平成19年2月24日 (土)	1 筆記試験 (国語、数学、社会及び 作文) 2 口述試験 3 適性検査 4 身体検査	和歌山市 *試験日時、 会場は受付時 に知らせる。

6 合格発表

- (1) 合格者には、採用予定通知書を送付する。
- (2) 不合格者には通知しない。
- (3) 通知時期については、試験時に知らせる。

7 その他

- (1) 受験のための旅費は、各自の負担とする。
 - (2) 入隊時に再度身体検査を行うが、採用基準に満たない場合は、不採用となることがあるので、健康管理には十分注意すること。
- なお、併せて薬物検査を実施する。

別表

名称	所在地	電話番号
本部	〒640-8287 和歌山市築港1丁目14-6	073-422-5116
橋本地域事務所	〒648-0073 橋本市市脇1丁目3-2 KK6 ビル3F	0736-32-0744
和歌山募集案内所	〒640-8331 和歌山市美園町5丁目1番2 号 新橋ビル2F	073-432-4479
海南募集案内所	〒642-0002 海南市日方1521-13 隅田 ビル3F	073-483-4481
御坊地域事務所	〒644-0012 御坊市湯川町小松原410-1 丸仁第1ビル1F	0738-23-0020
田辺地域事務所	〒646-0061 田辺市上の山1丁目15番25- 301	0739-24-6219

新宮地域事務所

〒647-0044
新宮市神倉3丁目1-1 磐盾
ビル2F

0735-21-3449

和歌山県告示第131号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成19年3月31日まで縦覧に供する。

平成19年2月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成19年1月31日

2 名称

特定非営利活動法人会津スポーツクラブ

3 代表者の氏名

菅井繁實

4 主たる事務所の所在地

和歌山県田辺市下万呂120番地の4

5 定款に記載された目的

この法人は、会津小学校区を拠点としたスポーツ活動の振興を図り、総合型地域スポーツクラブを核とした地域住民の自立的な社会活動を促進し、生涯にわたる豊かなスポーツライフの実現を図ると共に、明るく元気のあるまちづくりに寄与することを目的とする。

和歌山県告示第132号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2の規定により指定した介護機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年2月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
有限会社久松	紀の川市貴志川町丸栢283-6	ケアセンターアルファ	紀の川市貴志川町北山508-1 MFシティマンション1-1	福祉用具貸与・特定福祉用具販売・介護予防福祉用具貸与・特定介護予防福祉用具販売	平成19.1.9
有限会社あおぞらヘルパーステーション貴志川事業所	紀の川市貴志川町丸栢687-3	あおぞらヘルパーステーション貴志川事業所	紀の川市貴志川町丸栢687-3	訪問介護	平成18.10.1

医療法人慈愛会	紀の川市粉河1916	医療法人慈愛会 勝田 胃腸内科外科医院	紀の川市粉河1916	通所リハビリテ ーション・介護 予防通所リハビ リテーション	平成 18.12.1
有限会社メディカルサ ービス有田	有田市宮崎町435-5	ゆりのき苑居宅介護支 援事業所	有田市千田403-1	居宅介護支援事 業	平成 19.1.9

和歌山県告示第133号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2の規定に
より介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づ

き、次のとおり告示する。

平成19年2月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

申請者の名称	主たる事務所の 所在地	指定事業所の 名称	指定事業所の 所在地	サービスの 種類	指 定 年月日
社会福祉法人和生福会	海南市船尾115-59	平成デイサービスセンタ ー海南	海南市孟子709-1	通所介護・介護 予防通所介護	平成 18.10.1
医療法人久生会	海南市名高506-4	医療法人久生会 山本ク リニック	海南市名高506-4	訪問介護・訪問 看護・訪問リハ ビリテーション ・居宅療養管理 指導・通所介護 ・居宅介護支援 事業・介護予防 訪問介護・介護 予防訪問看護・ 介護予防訪問リ ハビリテーション ・介護予防居 宅療養管理指導 ・介護予防通所 介護	平成 18.11.1
医療法人同仁会	海南市築地1-50	辻整形外科	海南市築地1-50	訪問リハビリテ ーション・介護 予防訪問リハビ リテーション	平成 18.11.1
社会福祉法人海南市社会 福祉協議会	海南市日方1519-10	社会福祉法人海南市社会 福祉協議会下津事業所	海南市下津町上14-6	介護予防訪問介 護	平成 18.7.1
社会福祉法人海南市社会 福祉協議会	海南市日方1519-10	社会福祉法人海南市社会 福祉協議会	海南市日方1519-10	介護予防訪問介 護	平成 18.7.1
医療法人琴仁会	海南市船尾365	医療法人琴仁会 石本病 院	海南市船尾365	介護予防通所リ ハビリテーショ ン	平成 18.4.1
医療法人琴仁会	海南市船尾365	医療法人琴仁会 琴ノ浦 訪問看護ステーション	海南市船尾365	訪問看護・介護 予防訪問看護	平成 18.4.1
有限会社夢	海南市船尾179	デイサービスセンターか がやき	海南市船尾179	介護予防通所介 護	平成 18.4.1
医療法人晃和会	海南市日方328	医療法人晃和会 やすら ぎ苑デイサービスセンタ ー	海南市日方329	介護予防通所介 護	平成 19.1.1
医療法人慈愛会	紀の川市粉河1916	医療法人慈愛会 サニー 倶楽部	紀の川市粉河1912	通所介護・介護 予防通所介護	平成 18.12.4
株式会社あおぞらケアセ ンター	和歌山市手平2-5-49	株式会社あおぞらケアセ ンター貴志川事業所	紀の川市貴志川町丸栖68 7-3	訪問介護・介護 予防訪問介護	平成 18.10.1

株式会社おかい商店	紀の川市粉河517-6	株式会社おかい商店	紀の川市粉河517-6	特定福祉用具販売・介護予防福祉用具貸与・特定介護予防福祉用具販売	平成 18.4.1
有限会社ニューステージ	紀の川市貴志川町尼寺186	ホームケアサービスほのか	紀の川市貴志川町尼寺186	介護予防訪問介護	平成 18.4.1
有限会社オーネット	新宮市新宮3813-164	介護サービスオーネット	新宮市新宮3813-164	居宅介護支援事業・介護予防訪問介護	平成 18.12.1
有限会社三毛商店	和歌山市上三毛552	ケアセンター憩いの里船戸	岩出市船戸116	短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護	平成 18.12.1
有限会社セイリョー	橋本市胡麻生674	けやき薬局	橋本市城山台2-45-69	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	平成 18.12.28
特定非営利活動法人コミュニティネット	和歌山市黒田279-4	ケアセクションかつらぎ	伊都郡かつらぎ町新田116-5	通所介護・介護予防通所介護	平成 18.11.1
医療法人北斗大洋会	東牟婁郡那智勝浦町宇久井714-3	ルピナス	東牟婁郡那智勝浦町宇久井714-3	居宅介護支援事業	平成 19.1.10
北山村	東牟婁郡北山村大沼42	北山村地域包括支援センター	東牟婁郡北山村大沼42	地域包括支援センター	平成 18.12.14
太地町	東牟婁郡太地町太地3767-1	太地町地域包括支援センター	東牟婁郡太地町太地3767-1	地域包括支援センター	平成 18.12.11
紀美野町	海草郡紀美野町動木287	紀美野町地域包括支援センター	海草郡紀美野町下佐々1408-4	地域包括支援センター	平成 18.4.1
美浜町	日高郡美浜町和田1138-278	美浜町地域包括支援センター	日高郡美浜町和田1138-278	地域包括支援センター	平成 18.4.1
日高町	日高郡日高町高家626	日高町地域包括支援センター	日高郡日高町高家626	地域包括支援センター	平成 18.4.1
印南町	日高郡印南町印南2252-1	印南町地域包括支援センター	日高郡印南町印南2252-1	地域包括支援センター	平成 18.4.1

和歌山県告示第134号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したの

で、同法第115条の9第1号の規定に基づき公示する。

平成19年2月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業者番号	氏名 (法人の場合にあっては、申請者の名称)	住所 (法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地)	法人の場合にあっては、代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日 (指定の有効期間の満了の日)
3070105741	有限会社SYK	和歌山市中之島1716番地	湯浅里美	訪問介護ステーションSYK	和歌山市中之島1716番地	介護予防訪問介護	平成 19.2.1 平成 25.1.31

和歌山県告示第135号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第5

3条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の9第1号の規定に基づき公示する。

平成19年2月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	氏名 (法人の場合にあっては、申請者の名称)	住所 (法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地)	法人の場合にあっては、代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日 (指定の有効期間の満了の日)
3071000644	株式会社てのひらはあと	橋本市高野口町伏原405番地2	石井節子	てのひらはあと	橋本市高野口町伏原405番地2	訪問介護・介護予防訪問介護	平成19.2.1 (平成25.1.31)
3071500353	合資会社五条メディカル	和歌山市十番丁56番地	高見信彦	アイビス	有田市宮崎町2496番地の41	訪問介護・介護予防訪問介護	平成19.2.1 (平成25.1.31)
3072200714	有限会社響	御坊市蘭308-7	天津節枝	響訪問介護事業所	田辺市片町80番1	訪問介護・介護予防訪問介護	平成19.2.1 (平成25.1.31)
3072300449	有限会社やまちょう	東牟婁郡那智勝浦町川関392番地	田原清光	介護サービスベスト・ケア佐野	新宮市佐野975-8	訪問介護・介護予防訪問介護	平成19.2.1 (平成25.1.31)
3060190505	有限会社メタモルフオーゼ	和歌山市本渡870番地	谷口弘	看護ステーションアトム	和歌山市本渡870番地	訪問看護・介護予防訪問看護	平成19.2.1 (平成25.1.31)
3071500346	有限会社メディカルサービス有田	有田市宮崎町435-5	尾藤何時夢	ゆりのき苑デイサービス	有田市山地44	通所介護・介護予防通所介護	平成19.2.1 (平成25.1.31)

和歌山県告示第136号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項、第46条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事

業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号、第85条第1号及び第115条の9第1号の規定に基づき公示する。

平成19年2月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日 (指定の有効期間の満了の日)
3070105816	株式会社KNC企画	和歌山市大谷34-1	田中克彦	ひまわり福祉サービス	和歌山市大谷34-1	居宅介護支援・訪問介護・介護予防訪問介護・通所介護・介護予防通所介護	平成19.2.1 (平成25.1.31)
3071000636	株式会社KNC企画	和歌山市大谷34-1	田中克彦	ひまわり福祉サービス橋本事業所	橋本市隅田町下兵庫723-2	居宅介護支援・訪問介護・介護予防訪問介護	平成19.2.1 (平成25.1.31)

和歌山県告示第137号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項

の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、
同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成19年2月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3010101651	チャレンジメイト	和歌山市三葛247-1 家永ビル1F	就労移行支援	知的障害 身体障害 精神障害	株式会社石橋石油	日高郡印南町印南1741番地の1	平成19.2.1	平成25.1.31

和歌山県告示第138号

すさみ町営換地計画（佐本川地区口和深換地区）の認可申請については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定により当該申請を適当と決定したから、同法第96条の4及び同法第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定によりこの旨を公告し、当該決定に係る書類を次のとおり縦覧に供する。

平成19年2月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 縦覧に供する書類 換地計画書の写し
- 縦覧期間 平成19年2月13日から平成19年3月12日まで
- 縦覧場所 すさみ町役場

和歌山県告示第139号

すさみ町営換地計画（佐本川地区栗垣内換地区）の認可申請については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定により当該申請を適当と決定したから、同法第96条の4及び同法第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定によりこの旨を公告し、当該決定に係る書類を次のとおり縦覧に供する。

平成19年2月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 縦覧に供する書類 換地計画書の写し
- 縦覧期間 平成19年2月13日から平成19年3月12日まで
- 縦覧場所 すさみ町役場

和歌山県告示第140号

すさみ町営換地計画（佐本川地区根倉換地区）の認可申請については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定により当該申請を適当と決定したから、同法第96条の4及び同法第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定によりこの旨を公告し、当該決定に係る書類を次のとおり縦覧に供する。

平成19年2月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 縦覧に供する書類 換地計画書の写し

- 縦覧期間 平成19年2月13日から平成19年3月12日まで
- 縦覧場所 すさみ町役場

和歌山県告示第141号

和歌山県漁業調整規則（平成17年和歌山県規則第67号）第49条第1項の規定に基づく行政処分について、同条第3項の規定により、次のとおり公開による聴聞を行う。

平成19年2月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 日時 平成19年2月22日（木）午後1時30分から
- 場所 和歌山市雑賀屋町東ノ丁30
水産会館 地階 中会議室
- 被聴聞者
 - 氏名 高島利博
 - 住所 徳島県阿南市大瀨町144-9
 - 漁業許可 なし
 - 許可番号 なし
 - 使用船舶 漁船 大栄丸（T02-2747）

和歌山県告示第142号

和歌山県漁業調整規則（平成17年和歌山県規則第67号）第49条第1項の規定に基づく行政処分について、同条第3項の規定により、次のとおり公開による聴聞を行う。

平成19年2月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 日時 平成19年2月23日（金）午後1時30分から
- 場所 和歌山市雑賀屋町東ノ丁30
水産会館 地階 中会議室
- 被聴聞者
 - 氏名 谷井義人
 - 住所 徳島県阿南市椿泊町糠塚51
 - 漁業許可 なし
 - 許可番号 なし
 - 使用船舶 漁船 蛭子丸（T02-2904）

和歌山県告示第143号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課

において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成19年2月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般県道
- 2 路線名 小豆島船所線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
和歌山市六十谷字南加納田300番5地先から同市六十谷字柳原116番1地先まで	旧	5.80 } 7.00	289.50	
同上	旧	7.00 } 7.50	300.00	
同上	新	5.80 } 7.00	289.50	
同上	新	7.00 } 7.50	300.00	
同上	新	5.90 } 6.50	295.00	

和歌山県告示第144号

平成19年和歌山県告示第143号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成19年2月9日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成19年2月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

訓 令

和歌山県訓令第1号

庁中一般
各地方機関

和歌山県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年2月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県職員服務規程の一部を改正する訓令

和歌山県職員服務規程（昭和63年和歌山県訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「、本庁の部長」を「又は本庁の部長」に、「又は労働委員会事務局長」を「若しくは労働委員会事務局長」に改める。

第3条の2及び第3条の3第3項中「部長等」を「出納長又は

部長等」に改める。

第9条第2項中「外出しようとする者」の次に「（部長等を除く。）」を加える。

附 則

この訓令は、平成19年2月9日から施行する。

公 告

入 札 公 告

役務の調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

なお、この公告は、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受ける。

平成19年2月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 調達年度及び番号
平成19年度単契1号
- (2) 調達役務の名称
和歌山県広報誌「県民の友」印刷業務
- (3) 調達役務の特質等
入札説明書による。
- (4) 納入期限
仕様書による。
- (5) 納入場所
仕様書による。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成8年和歌山県告示第266号）の規定に基づく競争入札の参加資格に関する知事の審査を受け、入札参加資格を有すると認められ、競争入札参加有資格者名簿の営業種目「軽印刷・オフセット印刷」に登録されている者であること。

3 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所
和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県総務部総務管理局総務事務集中課
- (2) 期間
平成19年2月9日（金）から平成19年3月22日（木）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分まで

4 入札説明書を交付する場所及び期間

- (1) 場所
3の（1）に同じ。

(2) 期間

3の(2)に同じ。

5 一般競争入札の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の場所及び日時

ア 入札場所

3の(1)に同じ。

イ 入札日時

平成19年3月23日(金) 午前10時35分から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) 前号の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便により競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、平成19年3月23日午前10時までに総務部総務管理局総務事務集中課に必着するように行わなければならない。

6 入札方法

落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

9 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

10 落札者の決定の方法

(1) 和歌山県財務規則第102条の規定に基づき定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(3) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

(4) 再度の入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

11 その他

(1) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

和歌山県総務部総務管理局総務事務集中課

郵便番号 640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地

電話番号 073-441-2291

(2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 契約の締結における議会の議決の要否

否

(5) 特定調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、調達手続を停止等することができる。

12 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased :

「Kenmin no Tomo」 Printing ; 1 Unit

(2) Time limit for tender : 10 : 35a.m. 23 March 2

007

(3) Contact point for the notice : Business Center Division,
General Affairs Department, Wakayama Prefectural Government,
1-1 Komatsubara-dori, Wakayama City, Japan 640-8585
TEL 073-441-2291

監 査 公 表

和歌山県監査公表第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、平成19年1月29日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成19年2月9日

和歌山県監査委員 垣 平 高 男
和歌山県監査委員 築 野 富 美
和歌山県監査委員 門 三 佐 博
和歌山県監査委員 小 原 泰

1 監査対象機関及び監査実施年月日

監 査 対 象 機 関 名	監査実施年月日
和歌山県土地開発公社	平成19年1月29日
和歌山県道路公社	"
和歌山県住宅供給公社	"
財団法人和歌山県文化振興財団	"

2 監査の結果

(1) 懸案・改善事項

和歌山県土地開発公社

ア 土地開発公社の保有する土地のうち、紀泉台、長山及び蜂伏については住宅の分譲地として、また北勢田ハイテクパークについては企業団地として売却されつつある。しかし、残りの区画について、売却が困難なところもあるが、今後とも、その売却に努力されたい。特に新宮蜂伏団地については住環境がよいことから、都会からの田舎暮らしを対象に、関係機関と連携してPRを積極的に行い販売促進に努められたい。

また、古座上野山団地及び紀泉台西部等の完成土地等については、現状では売却等の具体的な動きがないが、今後早期処分に努められたい。

イ 道路敷等の公共施設の地方公共団体への未移管施設については、引取団体の基準への適合等の問題があり、困難な状況ではあるが早期移管に向け引き続き努力されたい。

和歌山県住宅供給公社

ア 平成17年度における分譲住宅等の販売実績は、厳しい経済情勢を反映しながらも、種々努力の結果、計6区画を販売し、残数が51区画となっている。

今後とも、分譲住宅の販売促進に一層努められたい。

イ 道路敷等の公共施設の地方公共団体への未移管施設については、引取団体の基準への適合等の問題があり、困難な状況ではあるが早期移管に向け引き続き努力されたい。

ウ 県営住宅等の管理において、県営住宅使用料の平成17年度末の収入未済額は、約1億6,075万円、前年度に比べ約222万円減少している。

今後とも、県住宅環境課及び委託管理人（3名）と連携し、未収金の減少に努力するとともに、新たな未納者の発生防止に一層努力されたい。

(2) 上記以外の機関においては、事務の執行は、適正であると認めた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。

和歌山県監査公表第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、平成19年1月26日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成19年2月9日

和歌山県監査委員 垣 平 高 男
和歌山県監査委員 築 野 富 美
和歌山県監査委員 門 三 佐 博
和歌山県監査委員 小 原 泰

1 監査対象機関及び監査実施年月日

監 査 対 象 機 関 名	監査実施年月日
財団法人和歌山県人権啓発センター	平成19年1月26日
財団法人和歌山県勤労福祉協会	"
社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会（和歌山県福祉保健研修・人材センター）	"
学校法人谷山学園（いさお幼稚園）	"
学校法人名草学園（名草幼稚園）	"
和歌山看護専門学校	"
財団法人和歌山社会経済研究所	"
社団法人和歌山県トラック協会	"
社団法人和歌山県経済センター	"

2 監査の結果

上記の機関においては、事務の執行は、適正であると認めた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。

諸 報

拾得物件公告

下記物件を拾得物として保管しているので、遺失者又は心当たりのある人は、速やかに当署へ届け出てください。

平成19年2月9日

和歌山県海南警察署長 小河原 一 浩

物 件 (種別及び数量)	拾得年月日	拾得の場所
現金2,100,500円 (ビニール袋に在中)	平成 19年1月8日	和歌山市毛見 (施設内)

拾得物件公告

下記物件を拾得物として保管しているので、遺失者又は心当たりのある人は、速やかに当署へ届け出てください。

平成19年2月9日

和歌山県橋本警察署長 東 山 均

物 件 (種別及び数量)	拾得年月日	拾得の場所
現金500,000円 (封筒に在中)	平成 19年1月9日	橋本市吉原地内 (家屋の郵便受けに投 函されていたもの)